別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
技能実習	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合　技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ［二～六　略］
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
技能実習	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ［二～六　同上］
［同上］		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第三条　旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

○法務省令第十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十条の規定に基づき、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

法務大臣　山下　貴司

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。